

令和7年度文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業（文字・活字文化振興にかかる諸外国事情調査）
総合評価基準

本資料は、文化庁が実施する令和7年度文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業（文字・活字文化振興にかかる諸外国事情調査）に向けた調査研究事業の入札の評価に関する基準について規定したものである。

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格（税抜）を予定価格（税抜）で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

入札価格点＝価格点の配分×（1－入札価格÷予定価格）

2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊の仕様書、別紙1の評価項目及び得点配分基準並びに別紙2の加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文化庁としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- （1）評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- （2）仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

区 分	価格点	技術点	合計
配 点	5 0	1 0 0	1 5 0

4 総合評価の方法

- （1）入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。
 - ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
 - ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。
- （2）上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

令和 7 年度文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業（文字・活字文化振興にかかる諸外国事情調査）に係る
評価項目及び得点配分基準

*：必須の項目 ○分類：価格と同等に評価できない項目

評価項目（要求要件）	基礎点	加点	分類
1 業務の実施方針〔50点〕	30	20	
① 調査内容の妥当性、独創性	15	5	○
* i) 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕	5	5	
* ii) 調査研究に必要な分析や課題設定の観点が妥当であること。	5		
* iii) 予定している成果等が明確に示されており、それらが有効かつ妥当なものであること。	5		
② 調査方法の妥当性、独創性	10	10	○
* i) 調査の抽出・分析手法が明確に示されており、妥当であること。〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕	5	5	
* ii) 調査項目・調査手法が明確に示されており、妥当であること。〔調査手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕	5	5	
③ 作業計画の妥当性、効率性	5	5	○
* i) 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕	5	5	
2 組織の経験・能力〔17点〕	7	10	
① 組織の調査業務の経験		5	
i) 組織として過去に類似の調査や関連分野の調査を実施した実績があればその内容に応じて加点する。		5	
② 組織の調査実施能力	7	5	
* i) 事業を遂行するための人員が確保されており、その体制に効率性・妥当性が認められること。	3	5	
* ii) 組織として事業を遂行するために必要な知見・情報収集力を有していること。〔特に幅広い知見・優れた情報収集力を有しており、的確かつ速やかな分析が可能であれば加点する。〕	2		
* iii) 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。	2		
3 業務従事予定者の経験・能力〔23点〕	8	15	
① 業務従事予定者の類似調査業務の経験		5	
i) 業務従事予定者が過去に類似の調査や関連分野の調査をした実績があればその内容に応じて加点する。		5	
② 業務従事予定者の調査内容に関する専門的知見・適格性	8	10	
* i) 調査内容に関する専門的知見・調査分析能力等を有すること。	4	5	
ii) 調査内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。	4	5	

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標〔5点〕		5	
① ワーク・ライフ・バランス等の取組 i) 以下のいずれかの認定等を受けていること。[ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。] ○ <u>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る）。</u> ○ <u>次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。又は、次世代法に基づく一般事業主行動計画（令和 7 年 4 月 1 日以後の基準）策定済（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る）。</u> ○ <u>青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。</u> ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		5	
5 賃上げを実施する企業に関する指標〔5点〕		5	
① 賃上げの表明 以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応札者が選択するものとする） i) 令和 7 年 4 月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては 3%以上、中小企業等においては 1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ii) 令和 7 年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては 3%以上、中小企業等においては 1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和 3 年 1 2 月 1 7 日付財計第 4 8 0 3 号）第 5 による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては 6 点減点する。		5	
合 計 〔100点〕	4 5	5 5	

令和 7 年度文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業（文字・活字文化振興にかかる諸外国事情調査）に係る
加点付与基準

加点評価項目	評 価 区 分		
	大変 優れている	優れている	やや 優れている
1 業務の実施方針			
① 調査内容の妥当性、独創性			
i) 仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。	5	3	1
② 調査方法の妥当性、独創性			
i) 分析手法に事業成果を高めるための工夫	5	3	1
ii) 調査手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。	5	3	1
③ 作業計画の妥当性、効率性			
i) 作業の日程・手順等の効率性について	5	3	1
2 組織の経験・能力			
① 組織の調査業務の経験			
i) 類似調査の実績内容について	5	3	1
② 組織の調査実施能力			
ii) 幅広い知見・優れた情報収集能力・速やかな分析について	5	3	1
3 業務従事予定者の経験・能力			
① 業務従事予定者の類似調査業務の経験			
i) 類似調査業務の実績内容について	5	3	1
② 業務従事予定者の調査内容に関する専門的知見・適格性			
i) 調査内容に関する専門的知見・調査分析能力等について	5	3	1
ii) 調査内容に関する人的ネットワークについて	5	3	1
4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が 高い区分により加点を行うものとする。		
① ワーク・ライフ・バランス等の取組について			
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等			
・認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		2	
・認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		3	
・認定段階 3		4	
・プラチナえるぼし認定企業		5	
・行動計画策定（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合の		1	

み)	
○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等	
・くるみん認定①（平成２９年３月３１日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成２９年厚生労働省令第３１号。以下「平成２９年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第４条又は平成２９年改正省令附則第２条第３項に掲げる基準による認定）	2
・トライくるみん認定①（令和４年４月１日～令和７年３月３１日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和６年厚生労働省令第１４６号。以下「令和６年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第４条第１項第３号及び第４号又は令和６年改正省令附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和６年改正省令による改正前の次世代法施行規則第４条第１項第３号及び第４号に掲げる基準による認定）	3
・くるみん認定②（平成２９年４月１日～令和４年３月３１日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第１８５号。以下「令和３年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第４条又は令和３年改正省令附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和３年改正省令による改正前の次世代法施行規則第４条に掲げる基準による認定（ただし、くるみん①の認定を除く。））	3
・トライくるみん認定②（令和７年４月１日 日以降の基準）（令和６年改正省令による改正後の次世代法施行規則（以下「新施行規則」という。）第４条第１項第３号及び第４号に掲げる基準による認定）	3
・くるみん認定③（令和４年４月１日～令和７年３月３１日までの基準）（令和６年改正省令による改正前の次世代法施行規則第４条第１項第１号及び第２号又は令和６年改正省令附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和６年改正省令による改正前の次世代法施行規則第４条第１項第１号及び第２号に掲げる基準による認定（ただし、くるみん①及びくるみん②の認定を除く。））	3
・くるみん認定④（令和７年４月１日以降の基準）（令和６年改正省令による新施行規則第４条第１項第１号及び第２号に掲げる基準による認定）	4
・プラチナくるみん認定	5
・行動計画（令和７年４月１日以降の基準）策定済（次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）	1
○青少年の雇用の促進等に関する法律（若年雇用促進法）に基づく認定	

・ユースエール認定	4
※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	
5 賃上げを実施する企業に関する指標	5-①- i と 5-①- ii のいずれかを加点するものとする。
i) 令和7年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	5
ii) 令和7年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	5
※「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。	